

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

(18) 議案第72号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第72号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 7 2 号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運
営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

1 条例改正の背景

健康保険法等の一部を改正する法律附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及
び運営に関する基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 指定介護療養型医療施設に、医療・福祉関係の資格を有さない従業者に対
し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ
ることを義務付ける
- (2) 指定介護療養型医療施設に、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練
の実施等を義務付ける

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第80号	○川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第80号
目次	目次
第1章 総則（第1条～第3条）	第1章 総則（第1条～第3条）
第2章 人員に関する基準（第4条）	第2章 人員に関する基準（第4条）
第3章 設備に関する基準（第5条～第7条）	第3章 設備に関する基準（第5条～第7条）
第4章 運営に関する基準（第8条～第41条）	第4章 運営に関する基準（第8条～第41条）
第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1節 この章の趣旨及び基本方針（第42条・第43条）	第1節 この章の趣旨及び基本方針（第42条・第43条）
第2節 設備に関する基準（第44条～第46条）	第2節 設備に関する基準（第44条～第46条）
第3節 運営に関する基準（第47条～第55条）	第3節 運営に関する基準（第47条～第55条）
<u>第6章 雑則（第56条）</u>	<u>（新設）</u>
附則	附則
第1章 総則 （趣旨）	第1章 総則 （趣旨）
第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （基本方針）	第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （基本方針）
第3条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むこ	第3条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むこ

改正後	改正前
<p>とができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>	<p>とができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>
<p><u>4 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>5 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第2章 人員に関する基準</p> <p>第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる員数以上</p> <p>(2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数</p>	<p>(新設)</p> <p>第2章 人員に関する基準</p> <p>第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる員数以上</p> <p>(2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数</p>

改正後	改正前
<p>を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当な員数</p> <p><u>(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100床以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1人以上</u></p> <p><u>(6) 介護支援専門員 1人以上とし、療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100人を超える場合にあっては、当該患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。</u></p> <p>2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 常勤換算方法で、1人以上</p> <p>(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(4) 介護支援専門員 1人以上</p> <p>3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当な員数</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 介護支援専門員 1人以上とし、療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100人を超える場合にあっては、当該患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。</u></p> <p>2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 常勤換算方法で、1人以上</p> <p>(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(4) 介護支援専門員 1人以上</p> <p>3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる員数以上</p> <p>(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員</p> <p>ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1人以上</p> <p>(5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1人以上</p> <p><u>(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100床以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1人以上</u></p> <p><u>(7) 介護支援専門員 1人以上とし、老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100人を超える場合にあつては、当該患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。</u></p> <p>4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。</p> <p>5 第1項から第3項までの「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有す</p>	<p>(1) 医師、<u>薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法上必要とされる員数以上</p> <p>(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員</p> <p>ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1人以上</p> <p>(5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1人以上</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 介護支援専門員 1人以上とし、老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100人を超える場合にあつては、当該患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。</u></p> <p>4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。</p> <p>5 第1項から第3項までの「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有す</p>

改正後	改正前
<p>る病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第6号</u>及び<u>第3項第7号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100人又はその端数を増すごとに1人とする。</p>	<p>る病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第5号</u>及び<u>第3項第6号</u>の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100人又はその端数を増すごとに1人とする。</p>
<p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き</u>、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>8 <u>第1項第6号</u>、<u>第3項第7号</u>及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。</p>	<p>8 <u>第1項第5号</u>、<u>第3項第6号</u>及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。</p>
<p>9 第3項第1号の医師のうち、1人以上は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。</p>	<p>9 第3項第1号の医師のうち、1人以上は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。</p>
<p>10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。</p>	<p>10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。</p>
<p>第4章 運営に関する基準 (指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	<p>第4章 運営に関する基準 (指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>
<p>第17条 指定介護療養型医療施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。</p>	<p>第17条 指定介護療養型医療施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。</p>
<p>2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p>	<p>2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。</p>	<p>3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。</p>
<p>4 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p>	<p>4 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p>
<p>5 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>5 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>
<p>6 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>6 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>	<p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>
<p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
<p>7 指定介護療養型医療施設の開設者は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（施設サービス計画の作成）</p>	<p>7 指定介護療養型医療施設の開設者は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（施設サービス計画の作成）</p>
<p>第18条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>第18条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>
<p>2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たって</p>	<p>2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たって</p>

改正後	改正前
<p>は、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護療養型医療施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族と面接を行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対し、専門的な見地からの意</p>	<p>は、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護療養型医療施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族と面接を行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>見を求めるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>（1） 定期的に入院患者に面接すること。</p> <p>（2） 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>（1） 入院患者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>（2） 入院患者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>12 第2項から第8項までの規定は、第9項の規定による施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p><u>（栄養管理）</u></p>	<p>7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>（1） 定期的に入院患者に面接すること。</p> <p>（2） 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>（1） 入院患者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>（2） 入院患者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>12 第2項から第8項までの規定は、第9項の規定による施設サービス計画の変更について準用する。</p>
<p><u>第20条の2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>（口腔（くう）衛生の管理）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第20条の3 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第28条 指定介護療養型医療施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>第28条 指定介護療養型医療施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>
<p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入院患者の定員 (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービス内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</u> <u>(9) 個人情報の管理の方法</u> <u>(10) 苦情への対応方法</u> <u>(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(12) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入院患者の定員 (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービス内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (新設) <u>(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</u> <u>(8) 個人情報の管理の方法</u> <u>(9) 苦情への対応方法</u> <u>(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(11) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第29条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第29条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りで</p>	<p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りで</p>

改正後	改正前
ない。	ない。
<p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 <u>指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	(新設)
(業務継続計画の策定等)	
<p><u>第29条の2 指定介護療養型医療施設の開設者は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	(新設)
<p>2 <u>指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	(新設)
<p>3 <u>指定介護療養型医療施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	(新設)
(非常災害対策)	
<p>第31条 指定介護療養型医療施設の開設者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	(非常災害対策)
<p>2 <u>指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当た</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>って、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第32条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 <u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u> を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第28条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p><u>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書</u> <u>(新設)</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第32条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第28条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 指定介護療養型医療施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を定期的で開催するとともに、従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入院患者の家族、関係する市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第39条の2 指定介護療養型医療施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を</u></p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 指定介護療養型医療施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会を定期的で開催するとともに、従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入院患者の家族、関係する市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1節 この章の趣旨及び基本方針</p> <p>(この章の趣旨)</p>	<p>第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1節 この章の趣旨及び基本方針</p> <p>(この章の趣旨)</p>
<p>第42条 第3条及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針)</p>	<p>第42条 第3条及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針)</p>
<p>第43条 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p>	<p>第43条 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p>
<p>2 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、地域及び家庭との結び</p>	<p>2 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、地域及び家庭との結び</p>

改正後	改正前
<p>付きを重視した運営を行い、関係する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>	<p>付きを重視した運営を行い、関係する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>
<p><u>3 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>4 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第2節 設備に関する基準 (構造設備の基準)</p>	<p>第2節 設備に関する基準 (構造設備の基準)</p>
<p>第44条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</p>	<p>第44条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</p>
<p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p>	<p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p>
<p>(1) ユニット</p>	<p>(1) ユニット</p>
<p>ア 病室</p>	<p>ア 病室</p>
<p>(ア) 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>	<p>(ア) 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>
<p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p>	<p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p>
<p>(ウ) 1の病室の床面積は、10.65平方メートル((ア)ただし書の規定により病室の定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル)</p>	<p>(ウ) 1の病室の床面積は、10.65平方メートル((ア)ただし書の規定により病室の定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル)</p>

改正後	改正前
<p>以上とすること。</p> <p>(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p> <p>(2) 廊下 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。</p> <p>(3) 機能訓練室 内法による測定で、40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>(4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限</p>	<p>以上とすること。</p> <p>(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p><u>(オ) ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じている場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p> <p>(2) 廊下 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。</p> <p>(3) 機能訓練室 内法による測定で、40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>(4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限</p>

改正後	改正前
<p>りでない。</p> <p>4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p> <p>第45条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 病室</p> <p>(ア) 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 1の病室の床面積は、10.65平方メートル（(ア)ただし書の規定により病室の定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル）以上とすること。</p> <p>(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユ</p>	<p>りでない。</p> <p>4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p> <p>第45条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 病室</p> <p>(ア) 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) 1の病室の床面積は、10.65平方メートル（(ア)ただし書の規定により病室の定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル）以上とすること。</p> <p>(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p><u>(オ) ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じている場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユ</p>

改正後	改正前
<p>ニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p> <p>(2) 廊下 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。</p> <p>(3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>(4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同省令第21条第3号に規定する食堂とみなす。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p> <p>第46条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、</p>	<p>ニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p> <p>(2) 廊下 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。</p> <p>(3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>(4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同省令第21条第3号に規定する食堂とみなす。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p> <p>第46条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、</p>

改正後	改正前
<p>生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 病室</p> <p>(ア) 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 1の病室の床面積は、10.65平方メートル((ア)ただし書の規定により病室の定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル)以上とすること。</p> <p>(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p>	<p>生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 病室</p> <p>(ア) 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) 1の病室の床面積は、10.65平方メートル((ア)ただし書の規定により病室の定員を2人とする場合にあっては、21.3平方メートル)以上とすること。</p> <p>(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p><u>(オ) ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じている場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p>	<p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p>
<p>エ 便所</p>	<p>エ 便所</p>
<p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p>	<p>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p>
<p>(2) 廊下 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。</p>	<p>(2) 廊下 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。</p>
<p>(3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。</p>	<p>(3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。</p>
<p>(4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。</p>	<p>(4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。</p>
<p>3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>4 前3項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>4 前3項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p>
<p>第3節 運営に関する基準 (指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	<p>第3節 運営に関する基準 (指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>
<p>第48条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>	<p>第48条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>
<p>2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p>	<p>2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p>

改正後	改正前
3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
8 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	8 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
9 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	9 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入院患者の定員</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員</p> <p>(5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</u></p> <p><u>(10) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(11) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(13) その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入院患者の定員</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員</p> <p>(5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</u></p> <p><u>(9) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(10) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(12) その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第53条 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p>	<p>第53条 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から<u>第20条の3</u>まで、第24条から第27条まで、<u>第29条の2</u>及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第56条 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、作成、保存そ</u></p>	<p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から<u>第20条</u>まで、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第11条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>附 則 1～12 略 <u>(削る)</u></p>	<p>改正前</p> <p>附 則 1～12 略</p> <p><u>13 平成17年10月1日前から引き続き旧法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であって、第5章（第44条第2項第1号ア(ウ)及び(オ)並びに同号イ(イ)、第45条第2項第1号ア(ウ)及び(オ)並びに同号イ(イ)並びに第46条第2項第1号ア(ウ)及び(オ)並びに同号イ(イ)を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、第44条第2項第1号ア(オ)、第45条第2項第1号ア(オ)又は第46条第2項第1号ア(オ)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「病室を隔てる」とあるのは「(ウ)の規定にかかわらず、床面積は10.65平方メートル（ア）ただし書の規定により居室の定員を2人とする場合にあつて</u></p>

改正後	改正前
<p><u>13</u> 平成17年10月1日前から引き続き旧法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設（<u>同日後に増築され、又は改築された部分を除く。</u>）であって、第5章（<u>第44条第2項第1号ア(ウ)及びイ(イ)、第45条第2項第1号ア(ウ)及びイ(イ)並びに第46条第2項第1号ア(ウ)及びイ(イ)を除く。</u>）に規定する基準を満たすものについて、第44条第2項第1号イ(イ)、第45条第2項第1号イ(イ)又は第46条第2項第1号イ(イ)の規定を適用する場合には、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。</p> <p><u>14</u> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）附則第8条第1項の規定によりユニット型指定介護療養型老人医療施設でないものとみなされた指定介護療養型老人医療施設であって第2章及び第5章に規定する基準を満たすものの開設者が市長に申し出た場合は、当該指定介護療養型老人医療施設はユニット型指定介護療養型医療施設とする。</p> <p><u>15</u> 第41条第2項（第55条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する記録から適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録（その完結の日から5年を経過していないものに限る。）にあっては、施行日からその完結の日以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> この条例は、<u>令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2</u> この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から<u>令和6年3月31日</u></p>	<p><u>は、21.3平方メートル)以上を標準とし、病室を隔てる」とする。</u></p> <p><u>14</u> 平成17年10月1日前から引き続き旧法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であって、第5章に規定する基準を満たすものについて、第44条第2項第1号イ(イ)、第45条第2項第1号イ(イ)又は第46条第2項第1号イ(イ)の規定を適用する場合には、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。</p> <p><u>15</u> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）附則第8条第1項の規定によりユニット型指定介護療養型老人医療施設でないものとみなされた指定介護療養型老人医療施設であって第2章及び第5章に規定する基準を満たすものの開設者が市長に申し出た場合は、当該指定介護療養型老人医療施設はユニット型指定介護療養型医療施設とする。</p> <p><u>16</u> 第41条第2項（第55条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する記録から適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録（その完結の日から5年を経過していないものに限る。）にあっては、施行日からその完結の日以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条第4項、第39条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第28条及び第52条の規定の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</p> <p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</p> <p>5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p> <p>6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設の開設者は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。</p>	

改正後	改正前
<p>8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第39条第1項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。</p> <p>9 施行日以後、当分の間、新条例第44条第2項第1号ア(イ)、第45条第2項第1号ア(イ)及び第46条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、新条例第4条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号、第53条第2項、附則第2項、附則第3項、附則第9項並びに附則第10項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p> <p>10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の病室であって、改正前の条例第44条第2項第1号ア(オ)、第45条第2項第1号ア(オ)及び第46条第2項第1号ア(オ)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。</p>	